

宮若市子ども読書活動推進計画

平成 27 年 3 月

宮 若 市 教 育 委 員 会

宮若市子ども読書活動推進計画
目 次

I 計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 国、県の動向	2
1) 国の動向	2
2) 福岡県の動向	4
(3) 市の現状と利用状況	5
1) 市の概況	5
2) これまでの取組	6
3) 市立図書館の現状と利用状況	7
4) 読書活動に関するアンケート調査	10
II 計画の基本的な考え方	15
(1) 計画の目標と基本方針	15
(2) 計画の位置付け	16
(3) 計画の期間	16
(4) 計画の取組と全体像	17
III 推進のための取組	18
(1) 家庭・地域、学校・保育所（園）・幼稚（児）園、市立図書館に おける子どもの読書活動の推進	18
1) 家庭・地域	18
2) 学校	19
3) 保育所（園）・幼稚（児）園	19
4) 市立図書館	20
(2) 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力	21
(3) 子ども読書活動に関する理解と関心の普及	21
(4) 今後の展望	25
● 用語解説	26
● 資料1：子どもの読書活動の推進に関する法律	27
● 資料2：宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱	29
● 資料3：子ども読書活動推進計画策定委員会	30

I 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

読書は、その活動を通じて子どもの読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける上で欠くことのできないものです。

特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要であります。

今日、様々な情報媒体（テレビ、ビデオ、DVD、インターネット等）が発達し、広く社会に普及しています。また、大量かつ多様な刺激的情報が簡単にそして瞬時に入手できるようになっています。このような情報化社会の進展は利便性の向上の反面、子どもたちのテレビ視聴時間、インターネット利用時間の増加、過剰なゲームへののめり込みなどによる文字・活字離れが進んでいる状況にあります。

そのような状況の中、子どもの発達過程の大切な時期に、読書の習慣を身に付けることができるように、学校・家庭・地域それぞれの読書環境づくりを進めていく活動の指針となる「宮若市子ども読書活動推進計画」の策定を行うものです。

(2) 国、県の動向

1) 国の動向

【平成 12 年】「子ども読書年」

平成 11 年に衆議院・参議院において「子ども読書年に関する決議」が行われました。衆議院の決議文において、「本とふれあうことによって、子どもたちは言葉をまなび、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる。」と示されています。加えて、国立の国際子ども図書館が開館する平成 12 年（西暦 2000 年）が子ども読書年と定められました。

【平成 13 年】「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、第 2 条（基本理念）で「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と謳われています。また、第 8 条の規定に基づき、「子どもの読書推進に関する基本的な計画」を策定し、第 10 条の規定において 4 月 23 日が「子ども読書の日」と定められています。

【平成 14 年】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）

子どもの読書活動の推進に関する法律第 8 条 1 項の規定に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められました。

【平成 17 年】「文字・活字文化振興法」

平成 17 年に「文字・活字文化振興法」が施行され、第 11 条において「国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため文字・活字文化の日を設ける」と定義され、10 月 27 日が「文字・活字文化の日」と定められました。

【平成 18 年】「教育基本法、学校教育法、図書館法改正」

教育基本法は、昭和 22 年に制定されてから半世紀以上が経過し、この間日本の社会は大きく変化しました。このため、平成 18 年に改正教育基本法が制定され、現在の日本社会に求められる教育の基本について定められています。

また、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることについても規定しています。加えて新しい教育基本法に整合するかたちで学校教育法、図書館法においても改正が行われています。

【平成 20 年】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）

第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画が定められました。

【平成 22 年】「国民読書年」

「国民読書年に関する決議」が、平成 20 年に衆参両院全会一致で採択され、「文字・活字文化振興法」の制定・施行 5 周年にあたる平成 22 年を「国民読書年」に制定し、政官民協力のもとで国を挙げてあらゆる努力を重ねることが盛り込まれました。

【平成 25 年】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）

平成 25 年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）が策定され、これにより今後おおむね 5 年間における施策の基本的方針と具体的な方策が明らかにされています。

【平成 26 年】「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

平成 26 年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することが定められています。

【平成 26 年】「学校図書館法の一部を改正する法律」

平成 26 年 6 月には、学校図書館法の一部を改正する法律が衆参両院全会一致で可決され、学校司書が初めて法律上に位置付けられることとなりました。

平成 12 年以降、子どもの豊かな人間性と創造性を育むため「子どもの読書活動」に関する法律等の整備が進められてきました。

また「子どもの読書活動に関する基本的な計画」も第三次基本計画が策定され、今後も「子どもの読書活動」が推進されることとなっています。

2) 福岡県の動向

福岡県では、平成 16 年 2 月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定しました。これまでの成果と課題を踏まえ、より効果的に子どもの読書活動を推進するために、平成 22 年 3 月「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」を策定し、以下の 4 つを柱とした県内の子どもの読書活動の推進を図っています。

施策に共通して、全ての子どもがそれぞれの個性と発達段階に応じて自主的な読書活動ができるような環境の整備を目標としています。

基本方針	概 要
1. 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの読書活動を推進、読書推進ボランティア^(※1)・図書館職員の啓発と資質向上のための支援。 ・ ボランティアの実態把握及び学習機会や情報提供。 ・ 青少年アンビシャス運動を通じての読書活動の推進。 ・ 市町村が行うブックスタート^(※2)の実施についての支援。 ・ 各学校の読書現状を把握するための調査の継続的实施。 ・ 教諭・学校図書館司書^(※3)等を対象にした講座の実施。
2. 子どもの読書活動のための施設・設備等の諸条件の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立図書館を子ども読書活動の拠点として取組を推進。 ①資料の充実、②直接サービスの充実、③市町村支援、④ボランティア支援、⑤学校支援、⑥ホームページなどによる情報発信。 ・ 子どもの読書推進活動に携わる人等を対象とした研修会実施。 ・ 学校図書館の有効活用、司書教諭^(※4)及び図書館司書の講習及び研修会実施。
3. 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立図書館と市町村図書館の間での相互貸借の充実。 ・ 遠隔地への貸出・返却サービスの充実。 ・ 関連機関との連携・協力と市町村立図書館への援助。 ・ 福岡県図書館情報ネットワークシステムの活用促進と充実。 ・ 県立図書館と福岡県学校図書館協議会との連携・協力。 ・ 図書館・学校・読書推進ボランティア等の連携事例の紹介。 ・ 県内の大学図書館との連携。
4. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県子ども読書推進計画の進行管理。 ・ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」についての普及・啓発。 ・ 「子ども読書の日フェスティバル」の実施、情報の提供。 ・ ホームページを活用した様々な情報の提供。 ・ 子どもの読書活動において優れた取組をしている機関・団体・個人の表彰、優良図書の家・地域への周知・紹介等。

(3) 市の現状と利用状況

1) 市の概況

①市の位置・情勢

本市は、福岡市と北九州市の両政令指定都市のほぼ中間に位置し、九州自動車道（若宮インターチェンジ）を利用すると両都心に約 40 分でアクセスすることができます。

市の面積は 139.99km² で、市の西部から南部にかけては、西山、犬鳴山、鉾立山、笠置山などの太宰府県立自然公園に指定されている三郡山系が連なり、平地や小丘陵が広く分布した盆地となっています。また、市の中央を東へ貫流する犬鳴川と八木山川に流れ込む支流があり、その流域に農地や市街地が形成され、水と緑に恵まれた地域となっています。

②人口

人口は平成 26 年 3 月末の時点では 29,510 人で、そのうち 18 歳以下の人口は 4,690 人（全体の 15.9%）となっています。

2) これまでの取組

以下に本市のこれまでの取組を示します。

計画名	概要
宮若市まちづくり計画 (新市建設計画)	まちづくりの基本方針のなかで、「豊かな心を育むまちづくり」として、生涯学習の推進を掲げています。 生涯学習の推進は、生涯学習推進体制の確立を目指し、図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設を整備するとともに、既存の公民館など身近な施設のネットワーク体制の確立、指導者の育成などに取り組むことが示されています。
図書館を核とする生涯学習 拠点施設整備基本計画 (平成 18 年策定)	「あらゆる世代が生きがいをもち、自己実現を目指して自由に学ぶことができる環境をつくるため、市民と行政が一体となった生涯学習推進体制の確立と図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設の整備」と示しています。
第 1 次宮若市総合計画 基本構想 (計画期間：平成 20 年度～ 平成 29 年度 (10 年間))	本市の 5 つの基本目標を掲げています。 1) 多様な産業の集積による自立したまち 2) 農業・観光による人と自然がふれあうまち 3) 人が健やかに育つ、心安らぐまち 4) 市民一人ひとりの思いが集うまち 5) 市民と協働でつくるまち
第 1 次宮若市総合計画 前期基本計画 (計画期間：平成 20 年度～ 平成 24 年度)	前期基本計画第 5 章第 3 節で、生涯学習の推進の主要事業として、生涯学習施設の整備・有効利用を掲げており、「市民が豊かで充実した生活をしていく上での生涯学習の機会や場所の充実を目的に、図書館を核とする生涯学習拠点施設を整備します。」と示しています。
第 1 次宮若市総合計画 後期基本計画 (計画期間：平成 25 年度～ 平成 29 年度)	後期基本計画第 5 章第 3 節で、生涯学習の推進の基本方針として「市民との協働による多様な生涯学習を通じて、自己の向上と幅広い交流を推進するとともに、学習の成果を地域社会に生かすことができるまちを目指します。」と掲げています。また、主要事業として、宮若リコリスを核とする生涯学習の充実、図書館機能の強化等を掲げています。

3) 市立図書館の現状と利用状況

■ 宮若市立図書館（本館・分館）

本市の各種計画に基づき、「住民が交流し新しい文化を創造する」ことを基本理念として、宮若市生涯学習施設を整備することになりました。

平成 23 年 4 月に図書館の分館を若宮コミュニティセンター(愛称:ハートフル)内に設置し、平成 24 年 5 月に宮若市生涯学習センター（愛称：リコリス）内に市立図書館の本館を開館しました。

○ 宮若市立図書館概要

名 称	宮若市立図書館本館（リコリス）	宮若市立図書館分館（ハートフル）
所 在 地	福岡県宮若市宮田 6 番地 1	福岡県宮若市福丸 272 番地 1
延床面積	図書館部分 1,450 m ²	図書館部分 174 m ²
開 館 日	平成 24 年 5 月	平成 23 年 4 月
開館時間	午前 10 時～午後 6 時 (木曜 午後 7 時)	午前 10 時～午後 6 時
蔵 書	71,113 冊 (平成 26 年 3 月現在)	24,332 冊 (平成 26 年 3 月現在)

○ 児童書の所蔵数（平成 26 年 3 月末現在）

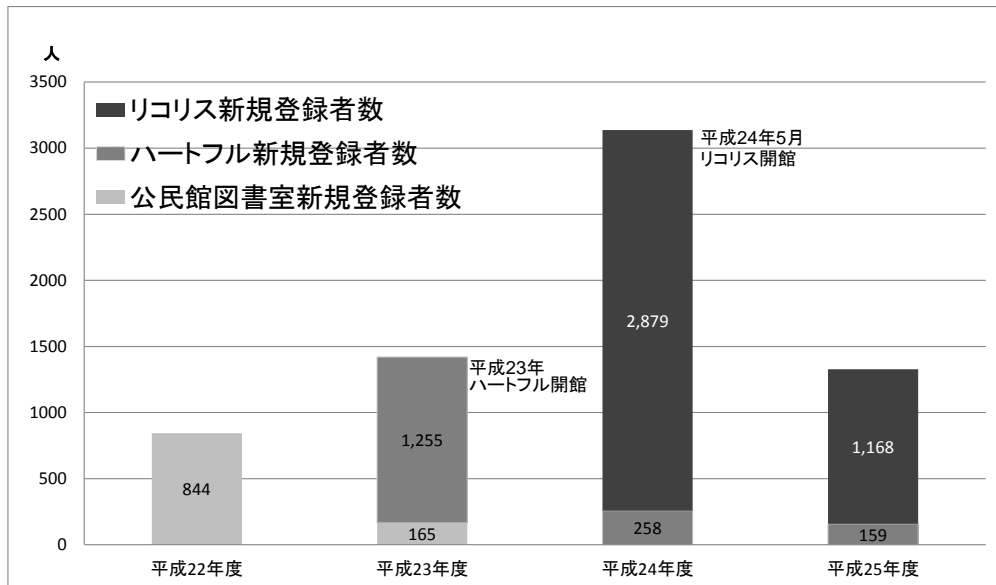
	所蔵数	児童書の所蔵数	児童書の割合
宮若市立図書館本館（リコリス）	71,113 冊	19,211 冊	27.0%
宮若市立図書館分館（ハートフル）	24,332 冊	7,692 冊	31.6%
合 計	95,445 冊	26,903 冊	28.2%

○ 18 歳以下の人口 1 人あたりの児童書^(※5) の冊数 : 5.7 冊

■ 図書館新規登録者数と入館者数及び貸出冊数、貸出人数

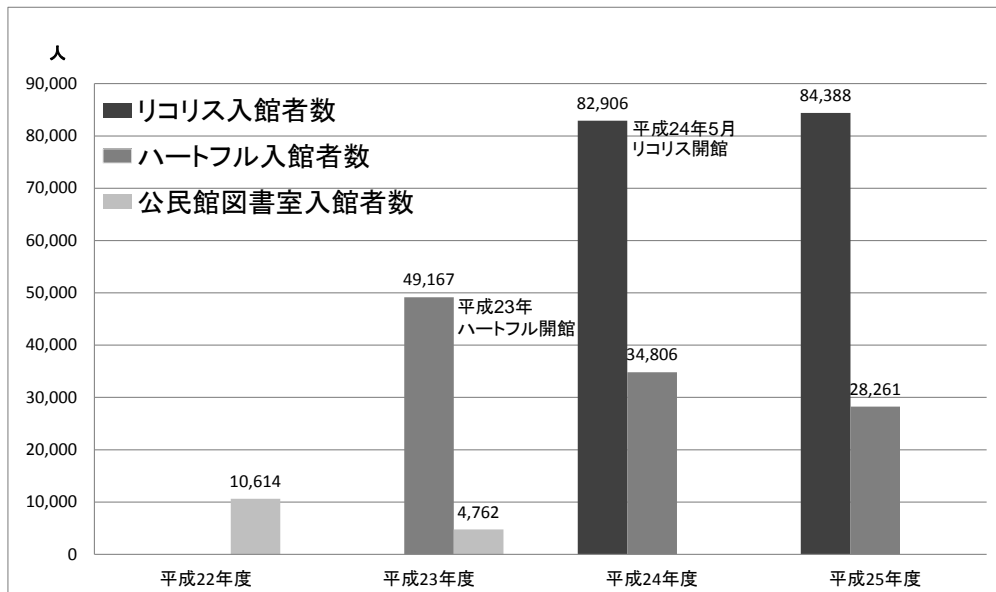
以下に図書館新規登録者数と入館者数及び貸出冊数、貸出人数の推移を示します。
平成 22～23 年度は公民館図書室のデータを示しています。

- ・ 新規登録者数は平成 23 年のハートフル開館、平成 24 年のリコリス開館を契機に急増しています。（平成 23 年度：1,255 人、平成 24 年度 2,879 人）



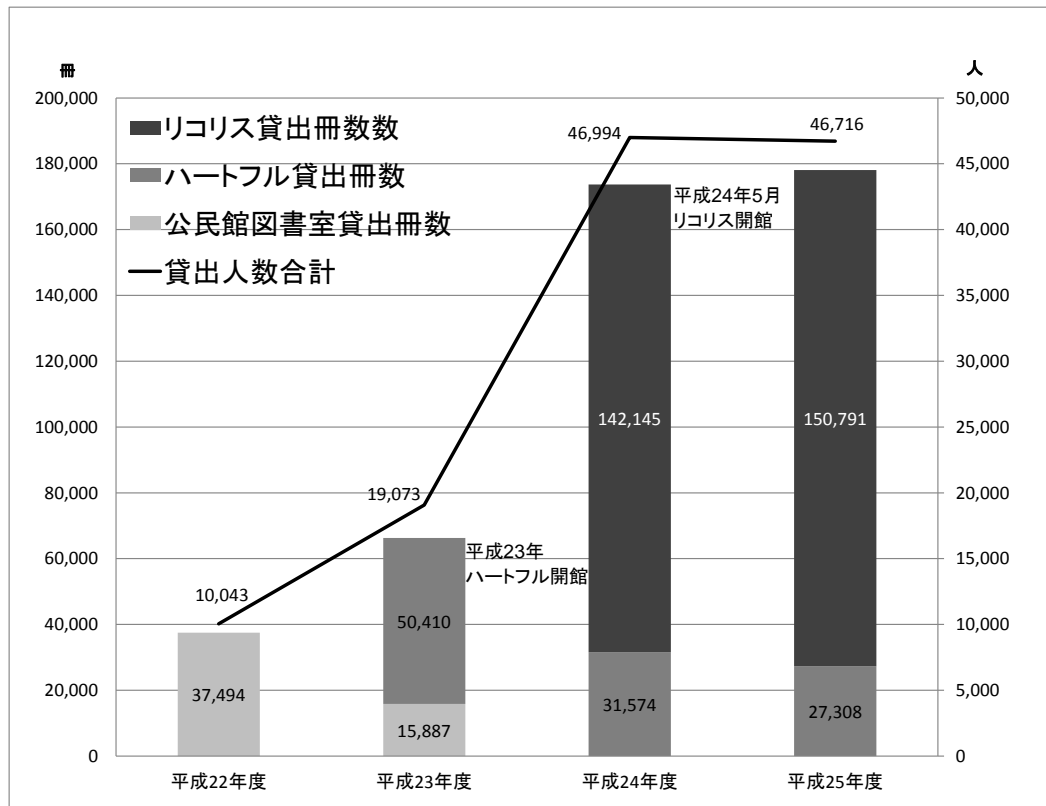
図書館新規登録者数推移グラフ

- ・ 入館者数は、平成 23 年のハートフル開館、平成 24 年のリコリス開館を契機に急増しています。（平成 23 年度：49,167 人、平成 24 年度：82,906 人）



図書館入館者数推移グラフ

- 貸出冊数は、平成 23 年のハートフル開館、平成 24 年のリコリス開館を契機に急増しています。(平成 23 年度：50,410 冊、平成 24 年度：142,145 冊)



図書館貸出冊数と貸出人数推移グラフ

ハートフルの開館とリコリスの開館は、住民にとって図書館利用に関する大きな契機となっています。潜在的なニーズに応えたものと考えられ、平成 24 年度、平成 25 年度の貸出冊数からも継続的な利用状況をうかがうことができます。

4) 読書活動に関するアンケート調査

【調査概要】

①調査の目的

平成 26 年 1 月、就学前の子どもの保護者、小・中学校の児童・生徒の読書の実態や読書環境を把握し、「宮若市子ども読書活動推進計画」の策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

②調査対象

- ・ 就学前の子どもの保護者
- ・ 小学校低学年（2 年生）
- ・ 小学校高学年（5 年生）
- ・ 中学生（2 年生）

③配布・回収期間

- ・ 就学前の子どもの保護者：平成 26 年 1 月 7 日～20 日
- ・ 小学生・中学生：平成 26 年 1 月 8 日～15 日

④サンプル数（回収率）

		配布数	回収数	回収率
就学前の子どもの保護者		430	373	86.7%
小学校低学年		252	249	98.8%
小学校高学年・中学生	小学生	247	240	97.2%
	中学生	244	227	93.0%
計		1,173	1,089	92.8%

【調査結果概要】

「宮若市子ども読書活動推進計画策定のための実態調査」Ⅱ調査結果より顕著な調査結果を以下に示します。

■ Ⅱ-1 全体

1. 読書の好き・嫌い

小・中学生・保護者を含めた調査対象者全員の結果では、「好き」「どちらか」というと好き」という回答の割合は 82.6%であった。

2. 読みかきの経験

全体の 79.4%が「読み聞かせの経験」を持っている。

3. 図書館に連れて行った・連れて行ってもらった経験

「図書館に連れて行った・連れて行ってもらった経験」としては、全体の 65.5%が「図書館に行ったことがある」と回答している。

4. 市の図書館の利用の有無

図書館利用の有無に関しては、「行く」が 64.2%であるが、図書館に行った経験はあるものの、ほとんど図書館を利用していないという回答が小学校高学年・中学生になるほど多い。

■ Ⅱ-2 就学前の子どもの保護者

1. 宮若市の図書館を利用しない理由はなんですか。

図書館を頻繁に利用しない保護者にその理由を尋ねたところ、最も多いのは「書店で買うことが多い」が 33.1%であるが、「本に興味がない」というのも 22.0%あった。

2. 読み聞かせは、子育てにどのような影響があったと思いますか。

子どもへの読み聞かせについては、「子どもが喜んだ」82.3%、「子どもとのふれあいの時間が増えた」62.7%と回答している。

3. お子さんが、もっと本を読むようになるにはどうしたらよいと思いますか。
(複数回答)

「子どもが小さいころから親が本の読み聞かせをする」が最も多く 73.2%で、「家族で図書館や書店に行く機会を増やす」が 55.2%であった。

■ II-3 小学生・中学生

1. 読書の好き・嫌い

2. 本を読まない理由

小・中学生では、51.0%が読書を好きと回答している。「本を読まない理由」として挙げられているのが、「本が好きではないから」25.5%、「友人と遊ぶから」17.0%、「パソコンやゲームをするから」14.9%であった。

3. 本を読んでもらった経験

保護者から本を読んでもらった経験は「よくあった」「時々あった」を合わせると 70.2%であった。

小学校低学年では、本を読んでもらったことが「なかった」と 12.0%が回答し、小学校高学年・中学生の回答に比べ多い。

4. 市の図書館の利用の有無

5. 市の図書館で困ったこと

小・中学生全体として、「図書館に行くことがある」という回答は 62.0%であるが、同時に「読みたい本がない」「図書館が遠い」という回答は合わせて 31.0%という結果であった。

⑤アンケート結果から見えてきたもの

調査結果から、就学前の子どもの保護者に関して4項目と、小・中学生の読書に関して3項目の傾向が明らかとなりました。

・ 就学前の子どもの保護者の読書に関する意識状況

ア. 図書館利用は保護者本人の読書好きが影響している。

読書が嫌いだと答えた保護者も子どもの読書は大切と意識しています。図書館利用は保護者の読書好きが影響しており、居住地と図書館の距離が利用状況に必ずしも大きく影響しているとは言えません。

イ. 子どもの読書活動を盛んにするためには、保護者の関わりが重要である。

子どもの読書を推進するためには、保護者が読み聞かせを行うことや家族で図書館や書店に行く機会を増やすことなど、子どもの読書に関する保護者の関わりが重要となっています。

ウ. 読み聞かせを進めるために、図書館の本の充実が必要である。

保護者の子どもへの読み聞かせは、ほとんどの保護者が行っています。読書が好きな保護者は読み聞かせの頻度が高く、頻度が高い保護者は読み聞かせの本を図書館から借りています。図書館では読み聞かせの本の充実が必要です。

エ. 保護者の読書離れ・図書館離れに歯止めをかけることが必要である。

図書館を利用しない理由に「本に興味がない」と挙がっていることから保護者の読書離れ・図書館離れの傾向が表れており、それに歯止めをかけることが必要です。

・ 小・中学生の読書に関する意識状況

ア. 小・中学生への読書に対する啓発広報活動が必要である。

小・中学生全体で読書が好きとする割合が51.0%となっておりますが、小学校高学年・中学生になると本を読まない理由に「本が好きではない」「友人と遊ぶ」「パソコンやゲームで遊ぶ」と挙がっていることから、改めて読書への興味と読書の楽しさ、大切さを伝える必要があります。

イ. 保護者から図書館利用を働きかけることが重要である。

高学年・中学生の「読みたい本」について、図書館は把握する必要があります。

「読みたい本」がマンガや雑誌等の娯楽の傾向が強いものであれば、保護者からの図書館にある本への意識付け、働きかけが必要です。さらに図書館における本の充実が必要です。

ウ. 読書の時間をつくる働きかけが重要であり、良書の案内等を行う必要がある。

「テレビゲーム・インターネットの時間を減らす」「良い本を教えてもらう」

ことで本を読む機会が増えると考えられます。保護者、学校等から読書の時間への働きかけ、読みたくなる良書の案内を行う必要があります。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目標と基本方針

■ 目標

～いつでも・どこでも本に出会えるみやわかっ子～

子どもがいつでも・どこでも、自主的に読書活動を行うことができるように家庭・地域、学校・保育所（園）・幼稚（児）園、図書館が一体となり、それぞれの段階に応じた子ども読書に係る施策の推進を図り、「いつでも・どこでも本に出会えるまち」を目指します。

■ 基本方針

① 家庭・地域、学校・保育所（園）・幼稚（児）園、市立図書館における子どもの読書活動の推進

子どもたちが読書に親しめるきっかけを作るために、また、読書の楽しみが得られるよう、家庭・地域、学校・保育所（園）・幼稚（児）園、市立図書館の様々な場面で読書活動の推進に努めます。

② 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力

子どもと本の出会いを支えるために、市立図書館と学校図書館をはじめ関係団体との連携・協力の促進に努め、子どもたちが読書習慣を身につけることができる環境づくりに努めます。

③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子ども読書活動に対する理解と関心を深め、家読を中心に読書活動を推進していくために、様々な機会を活用して啓発広報活動に努めます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」に基づく、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び福岡県「福岡県子ども読書推進計画（平成 22 年）」を基本とし策定するもので、今後の宮若市における子どもの読書活動を推進していくための方向性と施策を示すものです。

(3) 計画の期間

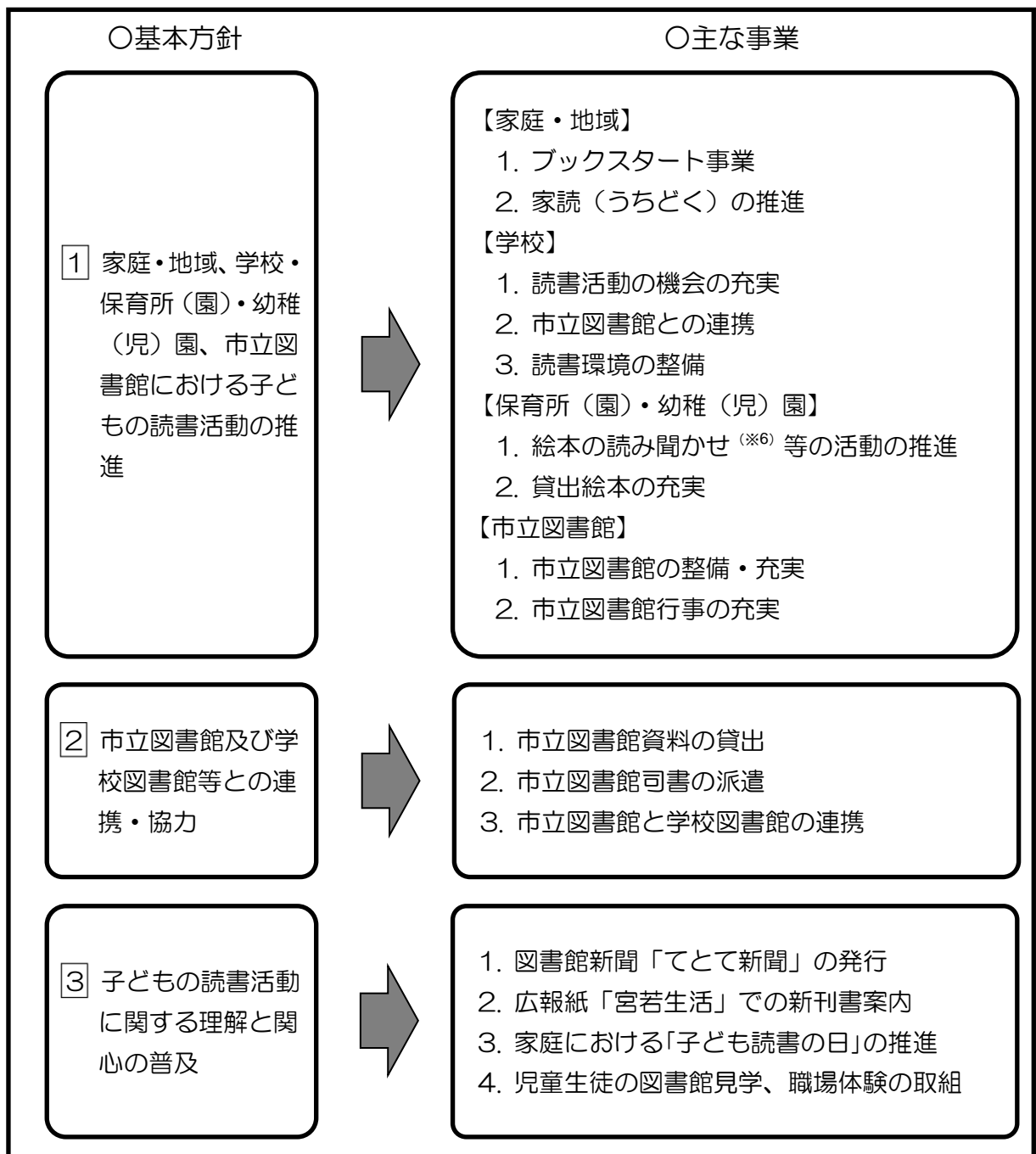
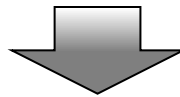
この計画の期間については、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とし、必要に応じて見直しを行っていきます。

(4) 計画の取組と全体像

以下に計画の取組と全体像を示します。

○計画の目標

～いつでも・どこでも本に出会えるみやわかっ子～



Ⅲ 推進のための取組

アンケート結果から見えてきた、就学前の子どもの保護者の読書に関する意識状況及び小・中学生の読書に関する意識状況における傾向を受け、家庭・地域、学校・保育所（園）・幼稚（児）園、市立図書館において以下の取組を行うと共に、市立図書館及び学校図書館等との連携・協力、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及を以下のとおり行っていきます。

(1) 家庭・地域、学校・保育所（園）・幼稚（児）園、市立図書館における子どもの読書活動の推進

1) 家庭・地域

家庭や地域は、子どもにとって一番身近な社会で、心身の成長のうえでも基礎となる大切な場所です。幼い頃から身近なところに本があると、本にふれるきっかけとなります。保護者や読書ボランティアによる読み聞かせは、子どもに本の楽しみを知るきっかけを与え、読書活動の基礎ともなり、豊かな感性や思いやりの心などを育むものです。身近なところで気軽に本に親しめる読書環境を整えていきます。

①ブックスタート事業

ブックスタートは、4か月健診のときに市立図書館と保健センターが連携して絵本の読み聞かせの説明を行い、絵本を手渡している事業です。絵本の読み聞かせは、絵本を通して親子のふれあいの時間を共有し、子どもの心を豊かに育むためにも効果的であることから、引き続き取り組みます。

②家読（うちどく）の推進

子どもが読書習慣を身につけるには、家庭での読書環境が重要な要因の一つとなっています。子どもにとって身近にいる保護者が本を読んでいる姿を見ること、本を介した家族間のコミュニケーションなどを深めることが必要です。市立図書館における家読の推進支援として、お薦めの本のリストを作成します。

③家庭における「子ども読書の日」の推進

子どもの読書活動の推進に関する法律によって定められた子ども読書の日（4月23日）を本とのふれあいを促し、「テレビゲームやインターネットの時間を減らす」きっかけとなるように広報活動に努めます。

④読書ボランティアの活動支援

地域で読書ボランティアとして活動しているグループ等に対して読み聞かせの技術向上のための学習会等を開催します。また、各種学習会や講演会等の情報提供を行っていきます。

2) 学校

小学校高学年・中学生になると読書好きの割合が低くなっている傾向をふまえて、子どもが本に接したり親しんだりする機会を増やし、読書習慣を身につけさせる各学校の取り組みを推進します。

①読書活動の機会の充実

各学校においては、朝の時間などに行う読み聞かせや読書、読書週間の設定、授業内容に合わせ数冊の本を紹介するブックトーク^(※7)や、本の紹介をし合いながら読みたくなる本を決定するビブリオバトル^(※8)などの活動を行っており、これらの活動を継続して取り組みます。

②市立図書館との連携

学校図書館の図書資料充実のために市立図書館の図書を利用します。また、学校図書館の運営は、市立図書館の司書と連携し、ブックトークなどの事業の充実に努めるとともに配架を工夫するなど、学校図書館の利活用を促進していきます。

③読書環境の整備

子どもの自発的、自主的な学習を支援し、主体的な読書活動に応えるため、資料の収集、整理、適宜入れ替えを行いながら蔵書整備に努めます。また、読書スペースを設置するなど、子どもの身近な場所に本のある環境作りに努めます。

子どもの読書の重要性、家庭での取り組み方などを、PTA、保護者会、学校・学級通信等において働きかけます。

3) 保育所（園）・幼稚（児）園

絵本などにふれあうことは、絵本の楽しさを知り、その後の読書活動をすすめるために大切な役割を担っています。また、保育所（園）・幼稚（児）園での読み聞かせの体験が家庭での読書活動につながっていくことが期待されます。

①絵本の読み聞かせ等の活動の推進

保育所（園）・幼稚（児）園では、保育士・教諭による絵本の読み聞かせを行っています。また、ボランティアや保護者による読み聞かせ等の活動の継続にも努めます。

②貸出絵本の充実

保育所（園）・幼稚（児）園では、毎週末に園児への絵本の貸出を行っています。また、保護者への絵本の貸出や、夏休み・冬休みを利用した絵本コーナーの開放等を通じて、子どもが読書に親しめる環境づくりの充実に努めます。

③絵本等の充実

子どもたちが本と出会うためには、保育所（園）・幼稚（児）園の絵本の充実に図ることが大切です。市立図書館の団体貸出等を利用し、充実に努めます。

4) 市立図書館

①市立図書館の充実

子どもの図書館利用を促進するために、図書館内の「くつろぎの輪」などに企画展示を積極的に行います。幼児向けの絵本だけではなく、読書から遠ざかりがちな中学生・高校生にむけたヤングアダルト^(※9) コーナーを設けており、資料の充実に努めます。

②市立図書館行事の充実

子どもたちに本と出会える機会を作るため、図書館司書や読み聞かせボランティアによる「おはなし会」を継続して取り組みます。

保護者の図書館離れの傾向を防ぐために、「リコリス子どもまつり」と連携した図書館でのイベントやエントランスを活用したコンサートなどを開催し、図書館への来館を促します。

③子どもの読書活動への支援

子どもや保護者に本の紹介やレファレンスサービス^(※10)を行うことで、子どもの読書活動を支援します。

④市立図書館司書の研修

子どもの読書活動を推進する上で、図書館資料の選書や収集・おはなし会の企画立案などさまざまな取り組みを行っていますが、さらなる資質向上のため、研修会等への参加により専門知識や技術の習得に努めます。

(2) 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力

市立図書館の図書の貸出により、学校図書館の図書資料を補います。また、図書館司書を学校等に派遣してブックトークや読み聞かせの実施等、学校司書と連携を図り学校図書館等の運営の充実に努めます。

①貸出文庫

市立図書館司書が児童向けに選書した図書を、市内小学校に貸出します。

②市立図書館司書の派遣

読書活動に興味を持つように、学校等へ市立図書館の司書を求めに応じて派遣し、ブックトークや読み聞かせを実施します。また、司書のない学校には市立図書館の司書を派遣し、学校図書館の利活用の促進を図ります。

③市立図書館と学校図書館の連携

学校図書館でも市立図書館で予約した図書資料の受け取りができる仕組みを作ります。また、団体貸出を継続して実施します。

④小学生読書リーダー養成講座

小学生が各自の学校で読書のリーダーとして活躍し、読書活動の推進を図るため、小学生読書リーダー養成講座を実施します。

(3) 子ども読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性などについて理解を広めることが重要です。さまざまな機会を通して保護者や子どもに対して啓発広報活動、情報提供を行い、周知に努めます。

①図書館新聞「てとて新聞」の発行

図書館への理解を深め現在の情報を地域の方々に知ってもらうために、図書館の情報を発信すると共に、読み聞かせ等のイベント情報の掲載や図書館司書によるおすすめの本の紹介記事を掲載した図書館新聞「てとて新聞」を2か月に1回発行しています。

②広報紙「宮若生活」での新刊書案内

毎月発売される新刊の中から市立図書館の司書が選書した本の紹介に併せ、市立図書館のイベント情報も掲載しています。

③家庭における「子ども読書の日」の推進（再掲）

子どもの読書活動の推進に関する法律によって定められた子ども読書の日（4月23日）を本とのふれあいを促し、「テレビゲームやインターネットの時間を減らす」きっかけとなるように啓発広報活動に努めます。

④児童生徒の市立図書館見学、職場体験の取組

小学生の市立図書館の見学や中学生・高校生の図書館職場体験を通じて、図書館の活用や読書について啓発していきます。

宮若市子ども読書活動推進計画の施策一覧

施策項目		概要
家庭・地域	①ブックスタート事業	4 か月健診時に赤ちゃんと保護者に読み聞かせの大切さや楽しさを伝えながら、本を手渡します。
	②家読（うちどく）の推進	市立図書館における家読の推進支援として、お薦めの本のリストを作成します。
	③家庭における「子ども読書の日」推進	子ども読書の日（4月23日）の啓発広報活動に努めます。
	④読書ボランティアの活動支援	読書ボランティアグループ等に読み聞かせ技術向上のための講座等を開催します。
学 校	①読書活動の機会の充実	読み聞かせや読書、読書週間の設定、ブックトーク、ビブリオバトルなどの活動を継続して取り組みます。
	②市立図書館との連携	学校図書館の図書資料充実のために市立図書館の図書を利用します。学校図書館の運営は、市立図書館の司書と連携し充実に努めます。
	③読書環境の整備	蔵書整備を適宜行い、子どもの身近な場所に本のある環境作りに努めます。子どもの読書の重要性、家庭での取り組み方などをPTA、保護者会、学校・学級通信等を通じて働きかけます。
保 育 所 （園）・幼 稚（児）園	①絵本の読み聞かせ等の活動の推進	保育士・教諭による絵本の読み聞かせ等を行っていきます。
	②貸出絵本の充実	子どもが読書に親しめる環境づくりの充実に努めます。
	③絵本等の充実	保育所（園）・幼稚（児）園の絵本の充実に努めます。
図書館	①市立図書館の充実	利用促進のために企画展示を積極的に行い、中学生・高校生に向けたヤングアダルトコーナーを設け資料の充実に努めます。
	②市立図書館行事の充実	「おはなし会」の継続、「リコリス子どもまつり」と連携した市立図書館でのイベント、エンタランスコンサートなどを開催し来館を促します。
	③子どもの読書活動への支援	子どもや保護者に本の紹介やレファレンスサービスを行います。
	④市立図書館司書の研修	研修会等の参加により専門知識や技術の習得に努めます。

施策項目		概要
市立図書館と学校図書館との連携・協力	①貸出文庫	市立図書館司書が児童向けに選書した図書を、学期毎に市内小学校に貸出を行います。
	②市立図書館司書の派遣	学校の求めに応じて市立図書館司書を派遣し、ブックトークや読み聞かせを実施します。
	③市立図書館と学校図書館の連携	学校図書館でも市立図書館の図書の予約本の受け取りができる仕組みを作ります。また、団体貸出を継続して実施します。
	④小学生読書リーダー養成講座	小学生が各自の学校で読書のリーダーとして活躍し、読書活動の推進を図るため小学生読書リーダー養成講座を実施します。
市立図書館における啓発広報	①図書館新聞「てとて新聞」の発行	市立図書館の情報を 2 か月に 1 回発信します。
	②広報紙「宮若生活」での新刊書案内	市立図書館司書が選書した新刊の紹介及び市立図書館でのイベント情報を発信します。
	③家庭における「子ども読書の日」の推進（再掲）	子ども読書の日（4月23日）の啓発広報活動に努めます。
	④児童生徒の市立図書館見学、職場体験の取組	市立図書館見学や、職場体験を通じて市立図書館の活用や読書について啓発していきます。

(4) 今後の展望

本計画は教育機関や行政機関、児童施設、協力団体等のそれぞれの分野で専門的・具体的に取り組まれます。推進の拠点となる市立図書館として、関係機関と情報交換や取り組みの調整を行い、より効果的な活動を推進していきます。

また、各団体との連携を図り、市民の間に子どもの読書活動への関心と理解が広く深まっていくように努めていきます。加えて、関連行事やイベント等の開催をとおして、子どもの読書活動を広く市民に啓発広報活動をしていきます。



【用語解説】

- (※1) **読書推進ボランティア**：子どもと本を結びつけるために、公共施設や学校などでおはなし会等の活動を行うボランティアのこと。
- (※2) **ブックスタート**：市の乳幼児健診の際、絵本を通じた親子のふれあいの大切さを伝え、絵本などの入ったブックスタートパックを手渡す活動。
- (※3) **学校図書館司書**：読書相談やレファレンスサービス、読み聞かせ、ブックトークを通して、児童生徒と本を結びつけ、司書教諭と連携しながら学校図書館運営に携わる職員。
- (※4) **司書教諭**：学校図書館の資料や情報の利用を促し、児童生徒及び教員の教育活動を推進・援助していく職務。司書教諭の講習を終了した教諭をもって充てる。平成15年度より12学級以上の小・中・高等学校には配置が義務付けられている。
- (※5) **児童書**：0歳から10代概ね18歳頃までの読み手や聞き手を対象にした文学作品およびジャンル。
- (※6) **読み聞かせ**：子どもに絵本を見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝えること。
- (※7) **ブックトーク**：ひとつのテーマにそって数冊の本を選び、子どもの興味がわくように本を紹介するもの。
- (※8) **ビブリオバトル**：本の紹介をしあいながら読みたくなった本（＝チャンプ本）を投票して決定するスポーツのような書評会。
- (※9) **ヤングアダルト**：主に10代の読者あるいは利用者を児童と成人の中間に位置し、独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときにする用語。YAと略することが多い。
- (※10) **レファレンスサービス**：何らかの情報を求めている利用者の質問に対して、回答となる情報そのものや回答の含まれる情報源を提示・提供する業務。

【資料 1】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料 2】

宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定による宮若市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に関し必要な事項を協議するため、宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、推進計画の策定に関する事項について必要な協議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから宮若市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校代表
- (2) 市立幼稚園及び保育所代表
- (3) 読書活動団体関係者
- (4) 宮若市図書館協議会代表
- (5) 宮若市社会教育委員代表
- (6) 関係行政職員
- (7) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。ただし、前条第1号から第6号までの規定による選出委員で当該各号に定める者でなくなったときは、委員の任を解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

【資料3】

子ども読書活動推進計画策定委員会

所 属	氏 名
宮若市立若宮小学校 校長	山近 光太郎
宮若市認定こども園さくら幼児園 園長	古森 直子
福岡教育大学教授	山元 悦子
福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会 代表	加留部 謹一
図書館協議会委員	古野 千枝子
社会教育委員	オルセン 喜久子
北九州教育事務所社会教育室	村井 政文
図書館よみきかせボランティア 「はなみずき」	相場 さと子